

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ 定期購入トラブルにご注意！
- ◆ 親のカードでオンラインゲームに高額課金！？
- ◆ 一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に！
- ◆ お金や暮らしの知恵を学びましょう！！（宮城県金融広報委員会）



定期購入のトラブルにご注意！

 芸能人も愛用中！



初回 無料
(送料 500 円のみ)

今すぐ注文！

※5ヶ月以上の購入が条件です
※5回の受け取りで合計金額は
2万5千円です

相談事例

動画投稿サイトで「実質無料初回のみ500円」と書かれた広告を見て、脱毛クリームを注文した。商品が届き、同封されていた書類を確認すると、5回分の受取が条件となっている定期購入だったことが分かった。支払総額は、約2万5千円となる。高校生なので支払えない。



ポイント



通信販売にはクーリング・オフ制度がありません！
販売事業者が定める返品に関する特約に従うこととなります。

★アドバイス★

- 注文する際には、定期購入が条件となっていないか、支払うことになる総額はいくらかなど、契約内容をしっかり確認しましょう。
- 解約・返品できるか、解約・返品できる場合の条件はなど、解約条件をしっかりと確認しましょう。
- 事業者へ解約・返品の手続きをした証拠として、電話、FAX、メールなどの記録を残しましょう。
- 広告や申込の最終画面を印刷したり、スクリーンショットを撮るなどして、契約内容を保存しましょう。

親のカードでオンラインゲームに高額課金！？

相談事例



小学生の息子が、家族共用のタブレット端末で、オンラインゲームの有料アイテムを数日間のうちに次々に購入し、総額150万円以上も課金していた。タブレット端末には、父親のクレジットカード情報も登録されたままになっており、子どもが使う際にも利用できるようになっていた。

★アドバイス★

- スマートフォンやタブレット端末などにクレジットカード情報を登録したままにしておくと、子どもが端末使用時に自由に課金できてしまいます。保護者は、カード情報を削除しておくなど、クレジットカードの管理を適切に行いましょう。利用ごとにメール等で通知されるように設定し、日頃から利用状況を確認することも大切です。
- 周囲の大人は、ゲームの料金体系や決済方法等を理解し、日頃から子どもとゲームの利用ルールについてよく話し合しましょう。
- 子どもが使う端末ではペアレンタルコントロール等を利用し、購入・支払いなどの制限をかけることも有効です。
- ネットトラブルから子どもを守るため、法と県条例でフィルタリングに関する規定が義務づけられています。

※ペアレンタルコントロールとは・・・

子どもの通信機器の使用を、保護者が管理・制限することができる機能のこと。

一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に！

特定商取引法が改正され、令和3年7月6日から「送り付け商法」に関するルールが変わりました。これにより、あきらかに注文や契約をしていないにもかかわらず一方的に商品が送り付けられた場合、直ちに処分することができます。

一方的な送り付け行為への対応3箇条

消費者庁チラシ「一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に！！」より

その1:商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようと一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。

その2:事業者から金銭を請求されても支払不要

一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払は不要です。事業者から金銭の支払を請求されても、応じないようにしましょう。

その3:誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談

一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払義務があると誤解して、金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます。

対応に困ったら、消費者ホットライン188へ相談しましょう。



宮城県消費生活センターではこんなお手伝いができます

消費者教育講師派遣事業>～成年年齢引下げに伴う消費者教育の推進～



成年年齢引下げを見据え、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任について、成年直後に見られる消費者トラブルの事例などを交えながら、消費者問題に精通した弁護士等が講義します。

★対象：高等学校、専門学校、大学等の生徒、学生、教員及び保護者

<弁護士による消費生活法律授業>

消費者問題に精通した弁護士が、若者の消費者被害の具体事例などを教材に、その問題点や被害救済の方法、被害に遭わないための心構えなどを、法律的な視点を交えながら授業形式で講義します。

★対象：中学校、高等学校、専門学校、大学等の生徒、学生、教員及び保護者

<消費生活相談員による出前講座>

実際に受けた相談事例をもとに、県消費生活センターの消費生活相談員が、受講者の年代に合わせた被害に遭いやすい消費者トラブルを紹介し、被害に遭わないための注意点や遭ってしまった場合の対処法についてお話しします。 ★対象：県民の方ならどなたでも



*いずれのメニューも**無料**です。

*お申込みは、開催希望日の**2か月前まで**に1度**お電話**で御連絡をお願いします。...日程を調整させていただきます。



消費生活相談窓口

宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

相談時間 月～金 9時～17時 土日 9時～16時(祝日・年末年始除く。)

◎各県民サービスセンターにも相談窓口があります。(相談時間 月～金 9時～16時)

<p>【仙南圏】</p> <p>大河原地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0224-52-5700</p>	<p>【大崎圏】</p> <p>北部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0229-22-5700</p>	<p>【栗原圏】</p> <p>北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター ☎0228-23-5700</p>
<p>【石巻圏】</p> <p>東部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0225-93-5700</p>	<p>【登米圏】</p> <p>東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター ☎0220-22-5700</p>	<p>【気仙沼・本吉圏】</p> <p>気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0226-22-7000</p>

◎各市町村にも相談窓口があります。(詳しくは、最寄りの市町村へお問い合わせください。)

Facebook
はこちら!



ウェブフォームから
ご相談の受付が
できます。



本情報紙のバックナンバーは

みやぎの消費生活情報



で検索♪



❖ 7月号では、「18歳までに学ぶ契約の知恵」として、「成年（成人）と契約」について取り上げました。

今回は、「あなたを守ってくれる法律」について、一緒に学んでいきます。

① 契約の基本は、「常識」と「民法」です

❖ いったん、契約すると、それを守る義務が生じます。このため、**契約をする前に、慎重に検討**することが大切です（いいかげんな気持ちで契約したり、**冷静さをなくしている**ときに契約はしてはいけません）。トラブルは**あらかじめ防止**するのが一番です。

❖ 一方で、どんな場合でも契約を守らなければならないわけではありません。契約を守らなくてもよい場合もあります。それは、**法律が定めています**。

考えてみましょう

法律が定めている契約を守らなくてもよい場合とは、どんな場合だと思いますか？

❖ **民法**（すべての契約の基本となる法律）では、基本原則として、「権利の行使及び義務の履行は、**信義に従い誠実に行わなければならない**」と定めています（信義誠実の原則）。



「民法のきまりは、“常識”に近い。」

❖ 一方で、以下の場合などは、契約を守らなくてもよいとされています。

▽**公序良俗**＝公の秩序や善良な風俗（社会の道徳観念）に反する場合

（犯罪や、社会で非難される行為をさせるなど）⇒無効（契約は最初から効力なし）

▽**だまされたり**（詐欺）、**おどされて**（脅迫）契約した⇒取り消しできる

▽**未成年者**が保護者などの同意を得ずに契約した⇒取り消しできる（未成年者取消権・7月号参照）

② 特に消費者を守ってくれる法律があります

❖ 民法でも契約を守らなくてもよい場合が定められていますが、それに加えて、特に**消費者の利益を守る**ため、**特定商取引法**、**消費者契約法**、**電子契約法**などが制定され、契約を守らなくてもよい場合などが追加的に定められています。

❖ それを知っておけば、あやしい誘いを見やぶりやすくなり、あらかじめトラブルをさけることに役立ちます。トラブルになった場合の助けにもなります。

【**特定商取引法**】消費者トラブルが特に生じやすい取引について、**クーリング・オフ**や**中途解約**（契約の途中での解約）ができることを定めています。【9月号で詳しい内容を掲載】

【**消費者契約法**】消費者と事業者とでは、持っている**情報の量や質**、**交渉力**に差があります。このため、事業者が**問題のある契約手法**をとった場合、消費者が**契約を取り消しできる**こと、**消費者の利益を不当に害する契約条項は無効**とすることを定めています。【10月号で詳しい内容を掲載】

【**電子契約法**】消費者がインターネットによる買い物などをする際、事業者「**確認画面**」（消費者が申し込んだ内容の確認や訂正ができる画面）を表示することを義務づけ、消費者が**操作ミスや勘違いでクリック**※しても、無効になると定めています。【10月号で詳しい内容を掲載】

※「確認画面に」チェックマーク を入れると、契約内容を承諾したことになり、取り消せません。